

警察本部
警察学校
警察署

三重県警察の情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

平成17年4月7日

三重県警察本部長 木岡 保雅

三重県警察の情報セキュリティに関する訓令

改正 平19県本部訓令第1号、平26第1号、平30第2号

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム及び三重県警察（以下「県警察」という。）において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機（以下「警察情報システム等」という。）並びにそれらにおいて取り扱われる管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁が設置する情報システム及び県警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 警察情報システム等に記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システム等に入力されたものを含む。）
 - イ 警察情報システム等から出力された情報
 - ウ 警察情報システム等以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって県警察職員が職務上取り扱うもの
 - エ 警察情報システム等の設計又は運用管理に関する情報
(情報セキュリティ管理者)

第3条 県警察に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、県警察における情報セキュリティに関する事項を統括する。

(三重県警察情報セキュリティ委員会)

第4条 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、県警察に三重県警察情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、別に定める。

(県警察職員の責務)

第6条 県警察職員は、警察情報システム等及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 委員会は、警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施し、情報セキュリティ管理者は、これを統括するものとする。

2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施及び情報セキュリティの維持に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成17年4月7日から施行する。

2 三重県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令(平成15年三重県警察本部訓令第2号)は、廃止する。

附 則 [平成19年1月18日 三重県警察本部訓令第1号]

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 三重県警察電磁的記録の管理等に関する訓令(平成15年三重県警察本部訓令第4号)は、廃止する。

附 則 [平成26年2月14日 三重県警察本部訓令第1号]

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 [平成30年1月30日 三重県警察本部訓令第2号]

この訓令は、平成30年1月30日から施行する。